

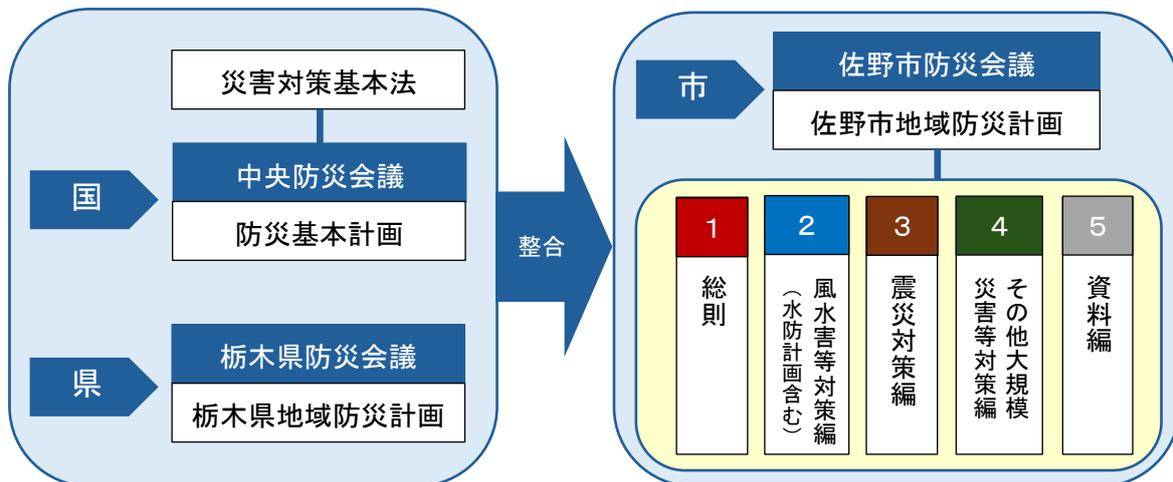
令和6年度 佐野市地域防災計画 概要版

1 地域防災計画とは

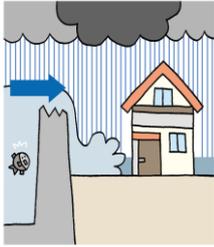
(1) 計画の目的

佐野市地域防災計画は、佐野市における災害に係る予防、応急対策、復旧・復興に関し、市、県、防災関係機関等が処理すべき責務又は業務の大綱を定め、佐野市国土強靱化地域計画との整合を図りながら災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(2) 計画の構成



(3) 想定する災害

<p>風水害</p> <ul style="list-style-type: none">市域を流れる渡良瀬川や秋山川、旗川等の一級河川が大雨によって氾濫した場合、建物やライフラインが大きく被害を受けることが想定されている。 	<p>地震災害</p> <ul style="list-style-type: none">深谷断層帯・綾瀬川断層を震源とする M8.0 程度の地震を想定している。この地震では、市域南部の大部分で震度 6 強の揺れが起り、大きな被害が生じるおそれがある。 
<p>土砂災害</p> <ul style="list-style-type: none">佐野地域北部と田沼地域葛生地域の中山間地で土砂災害警戒区域等が多く分布し、土砂災害の発生が想定されている。 	<p>その他災害</p> <ul style="list-style-type: none">市街地や林野での大規模火災や、航空機や鉄道の事故、大規模停電や危険物(石油等)による災害の発生が想定されている。 

(4) 災害予防計画とは

被害の拡大を最小限に留めるため、組織体制づくりや設備保守、訓練の実施といった災害が発生する前に行う予防対策について定めている。

【主な記載内容】

- ・地域防災の充実・ボランティア連携に関すること。
- ・避難体制等の整備に関すること。
- ・防災訓練に関すること。
- ・災害に強い都市づくりに関すること。
- ・治水、治山、砂防対策に関すること。
- ・土砂災害・山地災害予防に関すること。
- ・水防体制の整備に関すること。
- ・孤立集落災害の予防対策に関すること。



▲洪水・土砂災害ハザードマップ



▲佐野市総合防災訓練

(5) 災害応急計画とは

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速な応急対策活動を実施するための活動体制をはじめ、市及び関係機関が実施する様々な応急対策を定めている。

【主な記載内容】

- ・水防本部や災害対策本部等の活動体制に関すること。
- ・相互応援協力・関係機関との連携等に関すること。
- ・災害情報収集・伝達、避難対策に関すること。
- ・水防機関や救急・救助を実施する期間の活動に関すること。
- ・災害救助法の適用に関すること。
- ・食料・水・生活必需品・燃料等の供給に関すること。
- ・遺体の捜索・処理・埋葬に関すること。
- ・障害物の除去や廃棄物の処理に関すること。
- ・義援物資、義援金の受入れ・配分に関すること。
- ・ボランティアの受入れ・活動・支援に関すること。



▲佐野市災害対策本部の活動

出典：佐野市「令和元年東日本台風記録誌最終報告」



▲災害マネジメント支援員・連絡員
(徳島県)との被害状況確認

出典：佐野市「令和元年東日本台風記録誌最終報告」

(6) 災害復旧・復興計画とは

被災後の生活再建に向けた取組みや災害復旧・復興計画の策定について定めている。

【主な記載内容】

- ・復旧・復興の基本的方向の決定に関すること。
- ・安定した生活の早期回復を図るための生活相談、租税の減免等の民生の安定化対策に関すること。
- ・公共施設等の災害復旧対策に関すること。



▲り災証明申請受付会場

出典：佐野市「令和元年東日本台風記録誌最終報告」

2 今回の改定

(1) 改定の背景

国・栃木県の上位計画及び関係法令等との整合性を図るとともに、近年の大規模災害の発生状況等を考慮し、市の災害対応の実効性をさらに高める佐野市地域防災計画へと改定を行う。

(2) 主な改定内容、変更点等

①国や栃木県の上位計画の見直しに合わせた修正

特に、能登半島地震を受け、防災基本計画が大幅に修正されたことに伴う本計画への反映

②佐野市の関係諸計画及び最新の統計データ等を踏まえた内容の更新

(3) 主な修正事項

① 国や栃木県の上位計画の見直しに合わせた修正

◆防災意識の高揚【風水害等対策編 第1章 第1節】

- ・防災知識の普及、防災訓練の実施においては、家庭動物（ペット）の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するように努めることを追記

◆地域防災の充実・ボランティア連携計画【風水害等対策編 第1章 第2節】

- ・消防団の活性化推進について、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりに努めることを追記
- ・消防団員への加入促進について、女性や若年層をターゲットにすることも有効であるため「青年層・女性層を始めとした団員の加入促進」という記載に修正

◆避難体制等の整備【風水害等対策編 第1章 第3節】

- ・避難所における設備等の整備について、電話の不通、停電、断水等の事態に備え、給水タンク及び衛星通信を活用したインターネット機器の整備に努めることを追記
- ・避難所等での避難生活の環境を良好に保つため、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するように努めることを追記
- ・避難所開設当初からパーティションや段ボールベッドを設置するように努めることを追記
- ・栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるように努めることを追記
- ・食事については、給食センター等との連携に努め、入浴については、老人福祉施設等との連携に努めることを追記
- ・獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるように連携に努めることを追記
- ・避難所における家庭動物（ペット）の受入れ方法を市民に周知徹底することを追記

◆防災訓練計画【風水害等対策編 第1章 第4節】

- ・総合防災訓練の想定訓練項目に、水防訓練及び土砂災害に係る避難訓練を追記

◆物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備【風水害等対策編 第1章 第6節】

- ・被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意することを追記
- ・避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物（ペット）の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮し、物資を調達することを追記
- ・交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるように、無人航空機（ドローン等）による輸送手段の確保に努めることを追記

◆災害に強い都市づくり計画【風水害等対策編 第1章 第7節】

- ・道路管理者は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進することを追記

◆通信設備災害予防計画【風水害等対策編 第1章 第13節】

- ・通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることを追記

◆公共施設等災害予防計画【風水害等対策編 第1章 第16節】

- ・渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないように、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進することを追記

◆広域応援体制整備計画【風水害等対策編 第1章 第22節】

- ・郵便局は、拠点が広く存在するなどの強みを有していることから、郵便局と連携した取組の推進を図ることについて追記
- ・応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合を想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館や公共施設の空きスペース、車両を設置できる空き地など、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めることを追記

◆災害情報収集・伝達計画【風水害等対策編 第2章 第3節】

- ・災害情報の収集手段として内閣府の総合防災情報システム（SOBO- WEB）の活用を追記
- ・被害状況を映像にて情報共有を行うべく、高所監視カメラ及び消防庁映像共有システム等を活用した映像情報の収集及び伝達ができるように留意することを追記

◆避難対策計画【風水害等対策編 第2章 第6節】

- ・避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無にかかわらず適切に受け入れることを追記
- ・避難所の衛生状態を常に良好に保つために、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレやトイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するように努め、入浴、清掃、し尿処理、ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずることを追記

- ・家庭動物（ペット）と同行避難した被災者を適切に受け入れることや、避難所等における家庭動物（ペット）の受入状況の把握に努めることを追記
- ・在宅避難者等に対する支援拠点を設置した場合は、支援拠点の利用者数や必要な物資数等を取りまとめ、物資の補充等の支援を行うほか、支援拠点の利用者に対しても被災者支援に係る情報を提供することを追記
- ・車中泊避難場所を設置した場合は、車中泊避難場所の避難者数や必要な物資数等を取りまとめ、物資の補充等の支援を行うほか、車中泊避難場所の避難者に対しても被災者支援に係る情報を提供するものとし、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するように努めることを追記
- ・保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるように、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するように努めることを追記

◆救急・救助活動計画【風水害等対策編 第2章 第10節】

- ・生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合は、救助の目的のため、携帯電話事業者へ位置情報の提供を積極的に要請することを追記
- ・緊急輸送手段としてヘリコプターを積極的に活用するため、「差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合」という記載を「ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合」に修正

◆輸送計画【風水害等対策編 第2章 第12節】

- ・緊急交通路の障害物の除去について、障害物の除去の内容には、路面変状の補修や迂回路の整備を含むように修正
- ・緊急輸送車両について、災害対策基本法施行令の改正により、災害発生前でも緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行車両確認証明書の交付を受けることができることに伴う関連の記載の修正
- ・救援物資集積場所の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するように努めることを追記

◆住宅応急対策計画【風水害等対策編 第2章 第16節】

- ・被災住宅の応急修理の内容には、ブルーシートの展張等を含むことを追記

◆障害物除去計画【風水害等対策編 第2章 第20節】

- ・道路管理者は、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めることを追記

◆復旧・復興の基本的方向の決定【風水害等対策編 第3章 第1節】

- ・道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるように、関係機関との連携体制の整備・強化を図ることについて追記

◆**地域防災の充実・ボランティア連携計画【震災対策編 第1章 第2節】**

- ・市民個人が行う主な地震対策として、消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の設置について追記

◆**放射性物質災害対策計画【その他大規模災害対策編 第1章 第2節】**

- ・国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布について、国及び関係機関と連携して対応するとともに、安定ヨウ素剤の服用の効果等について、市民等へ日頃から周知徹底に努めることを追記

② **佐野市の各種諸計画及び最新の統計データ等を踏まえた内容の更新**

◆**佐野市の概要【総則 第1章 第4節】**

- ・佐野市の各種データを時点更新

◆**主な災害記録【総則 第1章 第5節】**

- ・令和6年度に発生した主な災害を追記

③ **意見照会及び庁内組織改編を踏まえた修正**

◆**活動体制計画【風水害等対策編 第2章 第1節】**

- ・災害警戒本部、水防本部及び災害対策本部の本部員に、総合政策調整監を追加
- ・総括調整所長を危機管理課長から危機管理監に修正
- ・水防本部の組織、業務及び代決者等について明記するほか、水防本部のオブザーバーに都市建設部次長を置き、その職務について追記

◆**輸送計画【風水害等対策編 第2章 第12節】**

- ・臨時離着陸場の確保について、救援物資集積場所の付近に、ヘリコプターの離着陸場を指定するように努めることを追記

◆**義援物資、義援金の受入れ・配分計画【風水害等対策編 第2章 第28節】**

- ・能登半島地震等において、物資の仕分け等で混乱が生じた事例を踏まえ、個人の方からの義援物資の受入れについては、災害の規模や国・県等からの支援物資の状況により、慎重に判断することを追記

◆**公共施設等災害復旧対策【風水害等対策編 第3章 第3節】**

- ・災害復旧事業について、公共土木施設災害復旧事業に水道事業を追加。また、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省に移管されたことに伴う記載の修正

◆**文教対策計画【震災対策編 第2章 第21節】**

- ・地震発生時の緊急避難等の措置について、情報通信網が分断されている場合は、可能な限りの情報を集め、帰宅の判断をすることについて追記